

【国際研修・共同研究】

第23回日韓パートナーシップ共同研究

国際協力部教官

川野 麻衣子

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部は、公益財団法人国際民商事法センター及び大韓民国（以下「韓国」という。）大法院法院公務員教育院（以下「教育院」という。）との共催により、2022年10月21日から同年11月5日までの間、第23回日韓パートナーシップ共同研究を実施したので、その概要を報告する。なお、本稿中、意見部分は当職の私見である。

第2 日韓パートナーシップ共同研究について

日韓パートナーシップ共同研究は、日韓の研究者が両国の民事法制の制度上及び実務上の問題点の検討並びに比較研究を共同で行うことを通じて、相互に知識を深め、各制度の発展及び実務の改善に役立てるとともに、両国間の友好協力関係を醸成することを目的として、1999年から実施しているものである。

研究者は、韓国の法院¹の職員から選ばれた韓国側研究者5名と我が国の法務省、法務局及び裁判所の職員から選ばれた日本側研究者5名の合計10名であり、不動産登記、商業法人登記、戸籍（家族関係登録）、供託²及び民事執行の制度上及び実務上の諸問題について、講義及び関係機関の訪問・見学、実務研究等を通じて調査研究を行う。

第3 第23回日韓パートナーシップ共同研究について

従来、本共同研究は、我が国で開催する日本セッション及び韓国で開催する韓国セッションの2つのセッションを春と秋にそれぞれ実施していたところ、今回は新型コロナウイルス感染症の影響もあったことから、2つのセッションを統合し、16日間のうち前半を日本セッションとして東京都昭島市の国際法務総合センター等において、後半を韓国セッションとして京畿道高陽市の法院公務員教育院等において実施することとなった。

以下のとおり、研究者は、日韓両国の最新の法制度や実務等に関する講義及び関係機関の見学により知見を広めたほか、研究者同士の活発な協議により、それぞれが設定した課題の実務研究等を行った。

¹ 法院とは我が国の裁判所に相当し、大法院とは我が国の最高裁判所に相当する機関である。我が国においては、登記、戸籍及び供託は法務省が、民事執行は裁判所が事務を担当しているところ、韓国においては、登記、家族関係登録（戸籍）、供託及び民事執行は、いずれも法院が事務を担当しており、教育院とは、その法院の職員の研修を実施する、我が国の裁判所職員総合研修所に相当する機関である。なお、教育院は、登記、家族関係登録（戸籍）及び供託担当の職員の研修を実施しているという点で我が国の法務総合研究所の役割も果たしていると言える。

² 戸籍（家族関係登録）と供託は隔回で行われており、今回は供託についての調査研究が行われた。

1 講義

(1) 日本セッション

ア 超高齢社会における司法書士の取組

日本司法書士会連合会の高尾昌二常任理事から、高齢化社会に向けた司法書士の取組として、主に民事信託の促進、遺言・相続登記の促進、相続登記相談センターの取組等についてお話を伺った。

イ デジタル社会の推進と登記関連システム

法務省民事局総務課登記情報センター室の水嶋英治補佐官から、日本におけるデジタル社会推進に関する動向とその中での登記関連システムの位置づけや今後の方向性等についてお話を伺った。

(2) 韓国セッション

ア 未来登記システムの推進状況

法院行政処のビョンスンギ法院書記官から、未来登記事業として検討されている、スマートフォンによる登記申請や登記審査業務へのAIの導入、管轄を問わない登記申請等の検討状況と課題についてお話を伺った。

イ 不動産引渡・撤去執行に関する立法課題

水原地方法院のイジェソク執行官から、韓国における不動産引渡執行上の問題点につき、その原因と解決策についてお話を伺った。

2 見学

(1) 日本セッション

横浜地方法務局では、我が国の不動産登記、商業法人登記及び供託の各事務について説明を受け、事務室を見学した。また最高裁判所では、大法廷首席書記官と意見交換をし、大法廷等を見学したほか、東京地方裁判所民事執行センターでは、民事執行の事務について説明を受け、事務室を見学した。

(2) 韓国セッション

大法院では法院の歴史等について説明を受けた後、大法廷及び小法廷を見学した。ソウル中央地方法院では、電子訴訟に対応することができる法廷の見学や執行の事務室等を見学した。また同法院登記局では、登記に関する証明書発行の窓口や事務室を見学した。

電算情報センターでは、主に訴訟事務の電子化の歴史や現状、課題等について説明を受け、管制室やサーバー室等を見学した。



【左 横浜地方法務局の見学の様子、右 ソウル中央地方法院登記局の見学の様子】

3 実務研究

研究員は、全員で各研究員の課題について検討する全体協議及び相手国のパートナー研究員との1対1での個別協議等を通じて課題の研究を行い、総合発表会においてその概要を発表した。各研究員の課題の概要は以下のとおりである。

(1) 日本セッション（韓国側研究員の研究課題）

ア 民法上不動産登記の公信力を認めることについて

近年、韓国において不動産登記の公信力が認められないことによって損害が発生した事例があり、国民の関心が高まっていることを受け、不動産登記の公信力を認めるべきか否か、また不動産登記の公信力と密接に関連する登記官の審査権の範囲について日韓の制度を比較し研究するもの。

イ 遺言代用信託登記と受益者連続信託に関する研究－民事信託としての実務上の問題点を中心に－

高齢化社会を迎えつつある韓国では、民事信託制度が積極的に利用されていない状況にあることから、特に遺言代用信託及び受益者連続信託について日韓両国の活用の状況や登記手続等を比較することで、民事信託制度の有用性を研究するもの。

ウ 支店登記簿の必要性に関する検討

韓国において支店登記簿の必要性についての議論が行われていることから、日韓の制度を比較し、支店登記簿の在り方及び支店登記簿と本店登記簿を統合する場合の問題点等について研究するもの。

エ 弁済供託の供託金の中で費用等を除外した一部供託申請をする時における供託受理の可否と供託事件申請手数料の納入制度に関する比較法的考察

弁済供託の際に一部費用等を任意に控除してされる一部供託について、韓国では実務に関する規定がないことから、日韓における一部供託に関する取扱いや供託官の審査手続等を比較し、今後の取扱い方策について研究するもの。

オ 未登記建物の競売開始手続に関する日韓比較

未登記建物の競売手続が不法な建築物の登録のためになされることを防ぐため、日韓両国の未登記建物に係る競売手続を比較し、建物登記の適切な管理及び善意の債権者の権利保護のための執行方法について研究するもの。

(2) 韓国セッション（日本側研究員の研究課題）

ア 日韓における請求権保全の仮登記の意義の違いについて－不動産登記法改正後の比較－

日韓両国ともに不動産登記法の全面改正から10年以上が経過したが、日韓パートナーシップ共同研究では改正後の仮登記について研究がなされていないことから、不動産の請求権保全の仮登記に焦点を当て、その意義や効力といった実体的な側面及び本登記の際に必要な登記原因証明情報等といった手続的な側面について、日韓の制度を比較して研究するもの。

イ 新型コロナウイルス感染症の中における不動産登記事務の在り方について

新型コロナウイルス感染症を契機として、様々な行政事務の見直しがなされているところ、不動産登記事務について、押印の必要性、登録免許税等の納付方法、テレワーク等の勤務形態を取り上げて日韓の対応を比較し、今後の不動産登記事務の在り方について研究するもの。

ウ 日本における商業登記分野での近時の法令等改正事項に係る韓国の制度との比較

商業登記分野における近時の法令等の改正に関して、会社の実質的支配者を確認し、公示するための制度及び登録免許税等のキャッシュレス納付に係る事務を主な論点として取り上げ、日韓の制度や実務を比較しながら今後の在り方について研究するもの。

エ 現金取扱事務の廃止に向けて～更なるオンライン利用率の向上へ～

キャッシュレス化の進む韓国における供託受入の手続や実務について調査し、日韓両国の制度を比較することで、供託のオンライン利用率の向上及び事務処理体制の見直しに資する新たな供託金の受入方法を研究するもの。

オ 執行官に関する日韓の比較

日本における近年の執行官の職域拡大や民事執行分野のデジタル化の議論の進展を踏まえ、日韓両国の執行官の地位や職務、事務等の執行官に関する制度や手続を比較し、今後の執行官制度や民事執行分野のデジタル化の在り方について研究するもの。



【左 研究員の協議の様子、右 総合発表の様子】

第4 おわりに

日韓パートナーシップ共同研究は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、第21回（2020年度）は準備段階で中止となり、第22回（2021年度）はオンラインでの開催となっていたところ、今年度は開催時期が従来とは異なったものの、両国の研究員が相互に訪問し合っただけの従来どおりの形式で開催することができた。

日程的には、従来は春と秋にそれぞれ約10日間で実施する共同研究を、連続して合計16日間で実施したため、後半には研究員にも疲れが見られた。事情が許せば、従来形式に戻した方が、研究員にとってもより実務研究に集中することができるのではないかと感じた。

他方、新しい試みとして、総合発表についてはオンラインでも視聴することができる形式としたことで、特に韓国セッションの総合発表で行われる日本側研究員の発表を日本側の多くの関係者にも視聴していただくことができたことは大変良かった点だと感じている。

当職は昨年度も本共同研究を担当し、オンラインでも十分な共同研究を実施することができたと感じてはいるが、相手国の状況を体験することで研究にも深みが増すものと感じた。例えば今回は、現金を使わずに登録免許税等を納付する方法について複数の日本側研究員が課題として捉えていたところ、韓国では現金を使わないことが既に当たり前の社会となっており、それを基に制度も設計されていることから、日本側研究員の課題を韓国側研究員に伝えることに苦勞をしていたように思われる。このように、似ている制度や実務に関する課題であっても社会状況によって捉え方に違いがある点が複数見られ、相手国の社会状況を短期間でも体験し、違いの原因を理解して分析することは貴重な経験であり、相互の国を訪問することが本共同研究を深めるためには必要であると思われる。

最後に、本共同研究の開催に御協力いただいた日韓両国の全ての関係者の皆様に感謝を申し上げたい。



【法務省赤れんが棟前での集合写真】

第23回日韓パートナーシップ共同研究研究員名簿

		氏名	所属	研究分野
日本側研究員	1	北島 真琴	東京法務局 民事行政部不動産登記部門 登記官	不動産登記
	2	坂上 優晟	法務省大臣官房人事課 司法試験第三係 係長	不動産登記
	3	前川 清香	大阪法務局 民事行政部第一法人登記部門 登記相談官	商業法人登記
	4	田代 訓久	千葉地方法務局 不動産登記部門 登記官	供託
	5	川井 亮	最高裁判所 事務総局民事局第三課執行制度係 調査員	民事執行
大韓民国側研究員	1	ジョ ソンス 趙 城秀	議政府地方法院 南楊州支院 法院事務官	不動産登記
	2	イム ジョンス 林 廷洙	水原地方法院 城南支院 登記主事補	不動産登記
	3	キム ファンジュン 金 滉中	ソウル北部地方法院 登記主事補	商業法人登記
	4	キム インシク 金 因植	ソウル北部地方法院 法院事務官	供託
	5	カン ジョンア 姜 貞娥	ソウル中央地方法院 法院主事	民事執行

法務省法務総合研究所

国際協力部教官

総務企画部国際事務部門主任国際専門官

総務企画部国際事務部門国際専門官

川野 麻衣子

清水 勇一

飯澤 聖愛

大法院法院公務員教育院

法院書記官

法院主事

文 炳朝 (ムン ビョンジョ)

姜 奎錫 (カン ギュソク)

第23回日韓パートナーシップ共同研究日程表

月日	曜日	12:00	14:00
10 / 21	金	(日本側研究員入寮)	14:00 オリエンテーション 韓国滞在の留意点 在韓国大使館書記官 (オンライン)
10 / 22	土	(韓国側研究員入国・入寮) オリエンテーション	
10 / 23	日		
10 / 24	月	9:50 開講式 10:00 実務研究(1) 韓国側全体協議	12:30 法務総合研究所長 主催意見交換会 14:00 14:30 実務研究(2) 韓国側全体協議 17:30
10 / 25	火	10:00 講義(1) 「超高齢社会における司法書士の取組」 日本司法書士会連合会 高尾昌二 常任理事	12:30 (昼食・移動) 15:00 見学(1) 横浜地方務局 17:00
10 / 26	水	9:45 見学(2) 民事執行センター 12:00	(昼食・移動) 14:30 実務研究(3) 個別協議 17:30
10 / 27	木	9:35 民事局長 表敬 10:00 講義(2) 「デジタル社会の推進と登記関連システム」 法務省民事局総務課登記情報センター室 水嶋英治 補佐官 12:30	(昼食・移動) 15:30 見学(3) 最高裁判所
10 / 28	金	総合発表準備	14:00 総合発表 16:45 17:00 閉講式
10 / 29	土	(韓国へ移動)	オリエンテーション
10 / 30	日		
10 / 31	月	9:20 実務研究① 日本側全体協議	11:30 法院公務員教育院 事務局長主催昼食会 14:00 実務研究② 日本側全体協議 17:00
11 / 1	火	9:30 講義① 未来登記システムの推進状況 法院行政処 ビョン・スング法院書記官 11:20	(昼食) 13:40 実務研究③ 個別協議 16:40
11 / 2	水	見学① 大法院 大法院司法登記局長 主催昼食会	見学② ソウル中央地方法院
11 / 3	木	9:30 講義② 不動産引渡・撤去執行に関する立法課題 水原地方法院 イ・ジェソク執行官 11:20	(昼食・移動) 見学③ 電算情報センター
11 / 4	金	10:00 総合発表	11:30 大法院法院教育院長 表敬・昼食会 15:00 総合発表 16:30 17:00 修了式
11 / 5	土	(日本側研究員帰国)	